

誓約書

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則に基づき、修学資金を貸与されたときは、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 養成施設卒業後、当該養成課程の資格にかかる看護職員として、山口県内の以下のいずれかの施設に従事すること。
 - (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定に基づく許可病床が 200 床未満の病院
 - (2) 医療法の規定に基づき許可を受けた病床数のうち、精神病床が 80%以上を占める病院
 - (3) 医療法に規定する診療所
 - (4) 主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として医療法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 141 号）の施行の際現に同法第 1 条の規定による改正前の医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 21 条第 1 項ただし書の規定による知事の許可を受けていた病院
 - (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設のうち医療型障害児入所施設
 - (6) 児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関
 - (7) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する母子健康包括支援センター（助産師に限る。）
 - (8) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
 - (9) 介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所。ただし、県内の上記（1）～（8）に規定する施設において 3 年以上の実務経験を有している者に限る。
- 2 修学資金返還となる事由が生じた際は速やかに届出を行い、遅滞なく貸与金を返還すること。

＜返還となる事由の例＞

 - ・貸付を辞退したとき。
 - ・養成施設を退学したとき。
 - ・当該資格試験に不合格となったとき。
 - ・資格取得後、直ちに上記 1 に定める施設で就業しなかったとき。
 - ・上記 1 に定める施設で継続して 5 年間就業しなかったとき。

山口県知事 様

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名